

御打合有之候様致シ度此段及御田答候也

明治八年三月廿七日

安藤檢査頭

郷大藏大丞（審）

旧蕃地事務局於テ

岩橋大藏少丞殿

八年三月十七日

大隈参議（大隈）

御用掛



紐育船控訴一件ニ付サンフランシスコ在勤日  
本領事ブルースヨリ之來書譯文出來ニ付供  
廻覽候也

日本大藏省ノ太平洋郵船會社ニ對スル控訴狀  
 ノ抄書ハ正ニ落手シマク、マルリストル及ビベ  
 ルジンノ兩氏之ヲ取調ヘシニ其控訴ノ相當ニ  
 シテ其書類ノ法式モ亦適宜ナルヲ知レリ  
 余ハ右控訴狀ヲ訴訟端書中ニ差入レ來ル三月  
 二十六日ニ其訴訟ニ取掛ルヘキヲ定メタレ  
 ハ大藏外務兩省ノ訴ニ於テ抵觸スル所アルカ  
 知シト雖モ右ノ時ニ至ラハ其訴訟ニ克ツ為メ  
 精々盡カス可シ蓋シ余カ察スル所ニテハ此訴

訟ノ勝負ハ夫ノ引離スト云ヘル語ノ義意ニ管  
シ石松ハ之ヲ引離ス氏猶進ミ行クヲ得可シ  
余カ知ル所ニテハデロシグ氏ノ定メシ規則ニ  
カリフヨルニア邦ノ律法ヲ盡ク採用シ石訟  
手續ノ其律法ト適合スルヲ必要トシタルハ誤  
リニシテ其實ハ此類ノ控訴ニ付テハ一切聯邦  
裁判所ノ訴訟手續ヲ適用スルノ決定アリシナ  
リ而シテ此回ノ控訴ノ聽キ届ケトナル(方今余  
ハ聽届ケトナルヘシト思フ所ナリ)時ハ亞細亞  
ヨリノ控訴中ニテ擯作セラレサル最初ノ者ト

ル可シ謹言

千八百七十五年

二月二十日桑港ニテ

チャールレス、ウウルクット、ブルツクス

蕃地事務局

ジョージ、ワレース、ヒル貴下

大隈参議

八年三月十七日

大隈参議 (大隈)

御用掛

轍輔

河籍

各種新聞七部本年一介年間買入之儀昨暮教條  
約置候ニ付此節日々持参有之候處今般新聞紙  
官費ヲ以テ買収不相成旨御布告相成候ニ付テ  
ハ何レモ相断本日ヨリ為相止可申候得共其中  
断リ方談判行届兼候分ニ西部ハ無據儀ニ付半

審判部